

保険料支払手段に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
会員規約等	決済手段を提供する事業者との間で締結した会員規約等をいいます。
保険料	普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）の規定により当社が請求する追加保険料およびこの保険契約に適用される特約の規定により当社が請求する保険料を含みます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に適用されます。

第3条（保険料の払込方法）

保険契約者は、保険料を当社が定める決済手段によって払い込むことができますものとしします。

第4条（保険料の領収）

前条の規定により当社が定める決済手段によって保険料を払い込む場合は、当社は、保険契約者がその決済手段の会員規約等に従い決済手続を行い、保険料相当額の全額の決済手続を完了したことが決済手続画面に表示された時をもって保険料を領収したものとみなします。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款基本条項（注）の規定を準用します。

（注） 保険証券記載の自動車について適用される他の特約を含みます。